

## ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の人が受けられる福祉サービス

### ★給食サービス事業★ ※お弁当の休止・廃止は福祉課 ☎23-7624 へ

火曜日・木曜日・金曜日の1日1食（昼食または夕食）を利用者の希望の日に給食業者が配達し、安否確認を行います。

おかず・ご飯のセットで1食につき308円の利用者負担が必要です。

お支払いは月末・月頭に給食業者さんが現金で集金します。

日中独居の人も、状況により昼食のみ利用することができます。

### ★寝具乾燥サービス事業★

7月と12月の年2回、担当業者が訪問し、寝具をお預かりして丸洗い・乾燥・消毒を行います。7日～10日ほどかかりますが、必要があれば業者さんがその間、布団を無料でお貸しします。

敷布団・かけ布団・毛布（羊毛・羽毛も可）を1回3枚までとし、組み合わせは自由です。ただし、磁気の入ったものは対象外です。費用は無料です。

事前に、電話で訪問日の確認があります。クリーニングをするものがなければ、断ることができます。

### ★緊急通報システム設置事業★

急病や、災害時に緊急ボタンを押すと、市が契約している業者（安全センター）に緊急事態を通報できる機器を貸与します。

取り付けは専門の業者が行いますが手数料はかかりません。

申請の際にご近所で協力員が3名必要となります。

※また、本サービスの利用を廃止し、機器が不要になった場合、機器は市へご返却ください。

### ★日常生活用具給付・貸与事業★

市民税非課税世帯の方に、電磁調理器・火災報知器・自動消火器を給付します。電磁調理器と自動消化器の併用申請はできません。

### ★高齢者福祉タクシー料金助成事業★

満80歳以上の一人暮らしや70歳以上の世帯員のみのお家の80歳以上の方が外出することを容易にするため、タクシー料金700円を助成します。ただし、介護保険対象外はツジムラタクシー、介護保険対象は福祉タクシーしんみらい・愛輪サポート・瑞穂ケアサービスに限ります。また高齢者等外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方は、このサービスを受けられません。年間24枚綴りが1冊支給され、1回1枚の利用ができます。年度ごとの申請が必要です。

### ★家具転倒防止用具支給事業★

以下の条件を満たす方に限り、1世帯につき家具3台までの固定用具の支給と取り付けを行います。

- ①満75歳以上の方のみで構成する世帯
- ②身体障害者手帳1級または2級の方がいる世帯
- ③介護保険要介護認定3以上の方がいる世帯
- ④災害時要援護者登録申請書兼登録台帳を市に提出した方がいる世帯

取り付けは新城市シルバー人材センターの係員さんにお願ひできます。  
固定用具のみの支給も可能です。費用は無料です。  
先着50世帯のため支給数に限りがあります。

## 社会福祉協議会の事業

### ★ひとり暮らし安否確認事業★

80歳以上のひとり暮らしの方へヤクルトスタッフが週2本乳酸飲料を配達し、安否確認をします。配達回数は週1回で、曜日はヤクルトスタッフの配達ルートによって異なります。

社会福祉協議会の事業で、費用は無料です。  
不在時の保冷箱等は利用者さんでご用意ください。

### ★問い合わせ★

しんしろ福祉会館 高齢者ふれあい相談センター

☎23-5618

新城市社会福祉協議会（しんしろ福祉会館内）

新城市字東沖野 20-12

月～金 8:30～17:15